

2010年1月26日

15:00 ~ 16:40

於: 愛知芸術文化センター12階アートスペースA

愛知県: 地方分権・道州制セミナー

**「地方分権」時代における
広域自治体と基礎自治体のあり方
東京大学教授 金井利之**

1. はじめに

- 地方分権時代といえるかどうかには、疑問も生じているであろう
- 地方分権の定義が一義的ではない(政治行政の実践用語であるから当然)
- 地方分権の看板で、集権的效果を持つときもある
- その意味で「地方分権」と称しておく

2. 地方分権の理念

(1) 権力分立

- 主権 一にして不可分、対内対外最高性
- 広い意味での権力分立 = 分権
 - 三権分立 = 狭い意味での権力分立
 - 地方自治制度保障 = 垂直的権力分立
 - 時間的制限、各種制度保障、独立機関
- 全体バランスのなかで分権は論じられるべき
- 責任の一元的連鎖の不在 = 多元的責任

2. 地方分権の理念

(2) 地方分権の特徴

- 国民主権 = 国民が至高権を握るのであれば、権力分立は反民主的な色彩を帯びる
- 国民多数派暴走の危険から、権力分立
- 地方分権は権力分立と民主制の両立の工夫
- 国政での民意に、自治政の民意という異なる民意を対抗、両者はそれぞれ民主的に正統
- 国政と自治政の調整メカニズムが不可欠
- 自治政の独断を認めるわけではない

3. 「地方分権」の経緯

(1) 大きな波

- 第1の改革(明治維新から明治憲法)
富国強兵・有司専制・官治集権
- 第2の改革(戦後改革から逆コース)
平和国家 = 日米安保体制、業界規制経済
官僚主導 = 自民党一党支配
集権 = 利益誘導政治 = 地域再分配型
- 第3の改革(世紀転換期改革)

3. 「地方分権」の経緯

(2) 小さな波

- 第1次分権改革 機関委任事務制度の廃止
国地方係争処理制度
- 第2次「分権」改革 三位一体改革
平成の市町村合併
- 第3次分権？改革 義務付け枠付け緩和
事務権限移管
国と地方の協議の場
- 第4次？分権改革 「地域主権」なるもの

4. 当面の課題

(1) 市町村への権限移譲

- 近接性・補完性の原理の限界
- 身近でできることを身近ですべきか
- 身近でできることを誰が判断するのか
- 明示的事務権限と潜在的な全権限性
- 行政体制整備・市町村合併・昇格の限界
- 身近で処理しようとして合併・昇格して、かえって、住民から遠くなる矛盾

4. 当面の課題

(2) 垂直補完と水平補完

- 補完は、地方自治が存在する限り、不可避
- 自治体は常に不完全、補完 = 依存
- 補完は、対立・協調・競争という権力関係
- 垂直補完 都道府県中心主義的垂直補完
市区町村中心主義的垂直補完
- 水平補完 中心市町村義的水平補完
周辺市町村主義的水平補完

4. 当面の課題

(3) 道州制

- 国からの道州への権限移譲
 - 権限移譲なき単なる府県合併
 - 権限移譲を受けすぎた半国家的道州化
- 二層制か三層制か
 - 世間では二層制が当然視されている
 - 分権は多様な民意(「声」)の反映
 - マルチ・レベル・ガバナンスの潮流

5 . 終わりに

- 大きくなりすぎた市町村の問題
 - 実は、分権の観点からは最大の問題
- 地域自治区・地域住民自治組織・地域協議会などは、民主的正統性を持たない
 - 結局、首長・行政依存の団体になりがち
- 区長公選制・市区町村分割のみが分権的
- 問題ある自治体レベル選挙の改善が課題